

第9回 那珂川市農業委員会会議録

令和4年12月2日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和4年度第9回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

【議案】

第40号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件)

第41号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)

第42号 農地転用計画変更申請について(1件)

第43号 農用地利用集積計画の利用権設定について(1件)

【報告】

第23号 専決処分について

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について(1件)

第24号 専決処分について

農地法第3条の3の規定による届出書について(1件)

<出席委員>

農業委員

会長 結城 五子 2番 高橋 堅 3番 山崎 美代子
4番 白水 正彦 5番 内野 学 6番 上野 信之
7番 佐伯 久典

農地利用最適化推進委員

1番 久我 一徳 2番 添田 英一 3番 八尋 博基
4番 真鍋 利明 5番 重松 栄作

<欠席委員 >

農業委員 1番 佐伯 隆嘉

<事務局>

事務局長 真鍋 勝大
係長 藤野 尊
書記 手嶋 雄美子

開会 (午前9時30分)

議

長

皆さん、おはようございます。ただいまから、令和4年度第9回農業委員会総会を開会します。本日は、1番委員の佐伯隆嘉委員が欠席です。では、議案審議に入ります前に、

	<p>議事録署名人の指名を行ないます。2番、高橋堅委員と、3番、山崎美代子委員を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>では、議案に入りますが、議案第40号番号1および2、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>こちらの2件の審議については、私が当事者になりますので、審議の間、退出いたします。副会長の白水委員に議長を交代して進行して頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>審議に入ります。議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について。番号1と番号2は隣接する2筆の農地で、譲受人が同一になりますので、一括で審議をお願いします。では、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第40号番号1議案書の1ページをお願いします。資料編は2ページになります。譲受人と譲渡人の住所、氏名、申請地の所在地、地目、面積は議案書に記載のとおりです。譲受人の耕作反別は、56,332平米、契約内容は贈与です。議案書の2ページから7ページに申請書、8ページ登記事項証明書、9ページに字図、10ページに位置図を添付しております。</p> <p>続きまして、議案第40号番号2議案書の11ページをお願いします。資料編は3ページになります。譲受人は先ほどと同じで、譲渡人の住所、氏名、申請地の所在地、地目、面積は議案書に記載のとおりです。契約内容は贈与です。議案書の12ページから17ページに申請書、18ページ登記事項証明書、19ページに字図、20ページに位置図を添付しております。</p> <p>資料編1ページをお願いします。申請書類等の記載から、こちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項の第1号から第7号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の意見をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>11月10日に事前に連絡を頂きまして、11月11日に現地確認しました。特に問題はございませんでしたので報告いたします。</p>
議 長	<p>質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。</p> <p>許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>全員賛成により、議案第40号番号1及び2は、許可することに決定しました。では、審議が終了しましたので、会長と議長を交代いたします。</p>
議 長	<p>では、続きまして、議案第40号番号3、農地法第3条の規定による許可申請について。事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>21ページをお願いします。資料編は4ページになります。譲受人と譲渡人の住所、氏名、申請地の所在地、地目、面積は議案書に記載のとおりです。譲受人の耕作反別は、0平米、契約内容は贈与です。こちらの譲受人と譲渡人は親子関係でして、生前贈与のための申請となっています。議案書の22ページから26ページに申請書、27ページから30ページまで登記事項証明書、10ページから33まで字図、34ページに位置図を添付しております。</p> <p>資料編1ページをお願いします。こちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項の第1号から第7号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の意見をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>11月14日に譲受人が来られまして、一緒に現地の方を確認いたしました。現地のほうは、資料の予定にありますように○番が畑で、あとの2か所は水田でした。説明がありましたように生前贈与ということで従来どおりの利用ですので、特に問題はありませんでした。</p>
議 長	<p>何か質疑がある方はお願いします。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。</p> <p>許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>全員賛成により、議案第40号番号3は、許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第41号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。</p>

<p style="text-align: center;">事 務 局</p>	<p>議案第41号農地法第5条の規定による許可申請について番号1を説明します。こちらの案件につきましては、図面の一部、51ページに誤りがありましたので、修正したものを本日お配りしておりますので、こちらをご確認ください。36ページをお願いします。資料編は5ページをお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。</p> <p>1 当事者の住所及び職業、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3 転用計画は、(1)転用の目的が進入路。理由の詳細は、管理地(山林)への進入路が必要なためとなっています。(2)利用期間は許可日から永年となっています。議案書37ページは、資金計画書になります。38ページに残高証明書の写しを添付しております。39ページは事業計画書になります。40ページ、被害防除計画書です。(1)排水計画の雨水排水につきましては、自然流下。汚水処理、生活雑排水については、なしとなっています。その他、被害防除措置について被害や支障はないとのことで特にありません。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編の3ページをご覧ください。申請地の農地区分は、まず、市街地にある区域内の農地ではないため第3種農地には該当しません。農地の広がり0.2ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。1種、3種どちらにも該当しないため、申請農地は2種農地と判断できます。</p> <p>議案書41ページをお願いします。第2種農地ですので、候補地比較表を添付しております。候補地のうち不採用の土地については、地権者との交渉不成立を理由に不採用と判断し、申請地を採用としています。43ページは水利関係承諾書になります。44ページに農地転用事前協議の回答について、45ページに文化財確認願いについての回答、46ページ土地の登記事項証明書、47ページに字図、48ページに位置図、49ページから51ページまで各種図面になりますので確認をお願いします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>では、担当委員の意見をお願いします。</p>
<p>農 業 委 員</p>	<p>11月5日に現地確認をしました。自己所有地の山林にクヌギの木を植えてあるとのことですが、そこに行く道がないとのことで通路として転用をするとのこと。特に問題</p>

		はないと思います。
議 長		質疑がある方は挙手をお願いします。○番委員、どうぞ。
農 業 委 員		50ページ 平面図の緑の丸はなんですか。
事 務 局		その部分は一段高くなっておりまして、通路にはかからないとのことで、緑地として植林をされると聞いております。
農 業 委 員		水路は現在使ってないのでしょうか。
事 務 局		現地を確認したところ完全に潰れて現況としてはない状態でした。字図上の里道も水路も、現況ありませんでした。
農 業 委 員		分かりました。
議 長		他に質問はありませんか。
		(質疑なし)
議 長		では、採決を行います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議 長		全員賛成により、議案第41号は、許可することに決定しました。 次に、議案第42号番号1農地転用計画変更申請についてを事務局から説明をお願いします。
事 務 局		議案第42号農地転用計画変更申請について番号1を説明します。議案書の53ページをお願いします。資料編は6ページをお願いします。 令和4年7月15日付けで農地転用許可を受けた土地についての変更申請となっています。申請人の住所・氏名、土地の所在等は申請書記載のとおりです。 当初計画では、別荘建築の予定でしたが、居住するための一般住宅へ変更をしたいとのことです。 目的のみ変更で、転用計画の内容に変更がないとのことで、転用目的の文言のみ変更となります。 転用計画に変更点はないことから、転用による隣接地等への影響は変更前と変わらず、承認の要件は満たしております。以上です。
議 長		質疑がある方は挙手をお願いします。○番委員、どうぞ。
農 業 委 員		目的が変わるだけで計画上問題ないとのことでしたが、

	<p>事前に区として説明を受けて、前の内容で押印しています。変更になる場合は、区には変更の説明はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>転用計画の内容について変更点がある場合は、水利関係承諾書も取り直しが必要になりますので、区長さんや農事推進委員さんに変更内容を説明していただいております。今回のように計画内容自体に変更点がなければ、再度の水利関係承諾書の提出は求めておりませんでした。</p> <p>ですが、今おっしゃっていただいた通り、区として聞いていた内容と違うといったことがないよう、今後、変更申請があった場合、申請者に対して変更前に説明を行った区や農事組合などに説明するように指導したいと思います。</p>
農業委員	<p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>他に質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成により、議案第42号番号1は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第43号番号1農用地利用集積計画の利用権設定についてを事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第43号番号1農用地利用集積計画の利用権設定について説明します。議案書の54ページ、55ページまでが利用権設定についての資料になります。資料編は7ページをご確認ください。新規の設定となっております。詳細については、申出書の記載内容をご確認ください。以上です。</p>
議長	<p>質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成により、議案第43号番号1は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、報告事項です。</p>

	報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>報告第23号番号1 専決処分について。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について報告します。議案書の報告の2ページから4ページに届出書、5ページから10ページまで関係書類を添付しています。転用目的は住宅建設です。資料編は8ページになります。届出の農地は、市街化区域内の農地であり、届出書類はすべて揃っており、受理通知書を発行済です。</p> <p>続いて、報告第24号番号1 専決処分について。農地法第3条の3の規定による届出書について報告します。12ページ13ページに届出書、14ページから18ページまで登記事項証明書を添付しています。こちらは相続による農地の所有権取得の届出になります。報告は以上です。</p>
議長	<p>これで本日の総会を閉会します。</p> <p>次回は1月10日（火）9時30分からです。よろしくお願ひします。お疲れ様でした。</p>
	10時 17分 閉会